

公安委員会	警察法施行令及び警察庁組織令の	平成31年3月14日
説明資料No. 1	一部を改正する政令案等について	長官官房

1 警察法施行令及び警察庁組織令の一部改正

- (1) 長官官房に公文書監理官を設置する。(組織令第2条の2関係)
- (2) 長官官房に企画課を設置する。(組織令第7条及び第9条関係)
- (3) 長官官房総務課、長官官房会計課、生活安全局生活安全企画課及び情報通信局情報管理課の所掌事務を改める。(組織令第8条、第11条、第15条及び第45条関係)
- (4) 警備局警備運用部に警備第一課及び警備第二課を設置する。(組織令第36条、第41条及び第42条関係)
- (5) 中国四国管区警察局に四国警察支局を設置する。(組織令第49条関係)
- (6) 千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例及び階級別定員の基準の特例を改める。(施行令附則第25項及び第27項関係)
- (7) その他所要の規定を整備する。

2 警察法施行規則等の一部改正

- (1) 人材戦略企画室及び教養企画室(人事課)を設置する。(施行規則第9条及び第10条関係)
- (2) 地域警察指導室(生活安全企画課)を設置する。(施行規則第18条関係)
- (3) 国際対策室(運転免許課)を設置する。(施行規則第45条関係)
- (4) 先端技術導入企画室(情報通信企画課)を設置する。(施行規則第57条関係)
- (5) 四国警察支局の内部組織等、その他所要の規定を整備する。

3 警察庁の定員に関する規則等の一部改正

- (1) 平成31年度における増員等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。(警察庁の定員に関する規則第1条関係)
- (2) 四国警察支局の設置等に伴い、所要の規定を整備する。

4 施行期日

公布の日

公安委員会 説明資料No. 2	警察官の職務に協力援助した者の 災害給付に関する法律施行令の 一部を改正する政令案について	平成31年3月14日 長 官 官 房
--------------------	---	-----------------------

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

一般人が警察官の職務に協力援助し、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容（第7条の2第2項関係）

国家公務員災害補償法に基づく介護補償の月額が、労働者災害補償保険制度の改正により引き上げられることに対応して、次のとおり介護給付の月額を改定する。

(1) 常時介護を要する場合（障害の程度が重い場合）

	【現 行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	105,290円	→	165,150円
・ 親族介護の場合の定額	57,190円	→	70,790円

(2) 随時介護を要する場合（障害の程度が軽い場合）

	【現 行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	52,650円	→	82,580円
・ 親族介護の場合の定額	28,600円	→	35,400円

3 施行期日

平成31年4月1日（月）

公安委員会 説明資料No. 3	神戸山口組の指定の 確認について	平成31年3月14日 刑 事 局
--------------------	---------------------	---------------------

1 概要

平成31年2月1日に、兵庫県公安委員会から次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

神戸山口組（主たる事務所：兵庫県、代表する者：井上 ^{いのうえ} ^{くにお} 邦雄、構成員：約1,700人）

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下の威力を利用した資金獲得活動の状況や審査専門委員の意見を踏まえ、神戸山口組は、資金獲得活動のため、団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動

前回指定の効力発生日（平成28年4月15日）以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝、賭博等により検挙され、又は不当贈与要求行為等により中止命令等を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

神戸山口組の幹部の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

神戸山口組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

公安委員会	特定複合観光施設区域	平成31年3月14日
説明資料No. 4	整備法施行令案について	刑事局 生活安全局

1 概要

平成30年7月に公布された特定複合観光施設区域整備法（以下「整備法」という。）の施行に向け、下位法令の整備を行うもの。

2 特定複合観光施設区域整備法施行令案中の警察庁関係部分

カジノ管理委員会への届出を義務付ける「現金取引報告(CTR)」として、チップの交付等又は金銭の両替等であって、取引の金額が100万円超のものを規定。

3 警察庁所管政令の改正

以下の警察庁所管政令を特定複合観光施設区域整備法施行令案の附則により改正する。

(1) 犯罪収益移転防止法施行令の改正

取引時確認等の義務が課される「特定取引」として、次のものを規定。

- ・ カジノ口座の開設を内容とする契約の締結(第7条第1項第4号イ)
- ・ 特定資金貸付契約の締結(同号ロ)
- ・ 30万円超のチップ交付等取引(同号ハ)
- ・ カジノ口座への金銭の受入れ(同号ニ)
- ・ カジノ口座からの金銭の払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は金銭の両替であって、取引の金額が30万円超のもの(同号ホ)
- ・ 30万円超のカジノ行為関連景品類の提供(同号ヘ)

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正

猟銃の所持の不許可の要件となる罪に関する規定を追加。

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の改正

インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を追加。

4 意見公募手続の実施結果

整備法施行令案について、内閣官房において、2月1日から3月4日までの間、意見公募手続を実施した結果、当庁所管政令の改正に関する質問・意見は1件であった。

5 施行期日

当庁所管政令の改正部分については整備法の施行の日

公安委員会 説明資料No. 5	平成31年度会計監査実施計画 について	平成31年3月14日 長官官房

公安委員会 説明資料No. 6	平成30年における少年非行、児童虐待 及び子供の性被害の状況について	平成31年3月14日 生活安全局
--------------------	---------------------------------------	---------------------

1 少年非行の状況等

	平成30年	平成29年	増減数	増減率(%)
刑法犯少年の検挙人員	23,489	26,797	▲ 3,308	▲ 12.3
刑法犯少年の人口比	3.4	3.8	▲ 0.4	—

(1) 少年非行の状況

- 刑法犯少年の検挙人員及び人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）は共に減少し、前年に引き続き戦後最少を更新。
- 刑法犯少年の包括罪種別では、知能犯が前年に引き続き増加。
- 振り込め詐欺の検挙人員は大幅に増加し、前年比で約1.6倍。
- 特別法犯少年の検挙人員は減少傾向。一方、大麻事件が大幅に増加。

(2) 当面の対策

- 振り込め詐欺に加担する少年の不良行為グループ等の実態把握と部門間の垣根を越えた取締りの推進。
- 非行防止教室、薬物乱用防止教室等における、振り込め詐欺への加担防止や大麻乱用防止の啓発を強化。

2 児童虐待の状況等

(1) 児童虐待の状況

- 通告児童数
 - ・ 警察から児童相談所に通告した児童数は80,252人と継続して増加。
 - ・ 身体的虐待が14,836人、心理的虐待が57,434人で面前DV（児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力）の占める割合が約6割。
- 保護児童数
 - ・ 緊急時や夜間等に警察が保護した児童数は4,571人と継続して増加。
- 児童虐待事件検挙状況等
 - ・ 検挙件数及び被害児童数は、引き続き増加。
 - ・ 態様別検挙状況は、身体的虐待が約8割、性的虐待が2割弱。

(2) 当面の対策

- 被害児童の早期発見、保護及び事件化すべき事案に対する厳正な捜査を徹底。
- 児童の安全が確認できない場合に、児童相談所からの援助要請への確実な対応を徹底。

- 平成30年7月及び平成31年2月の関係閣僚会議で決定された対策を踏まえ、児童相談所や学校等の関係行政機関等と連携した対応の推進。

3 子供の性被害の状況等

(1) 子供の性被害の状況

- 児童買春事件等（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法違反）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例違反））の状況
 - ・ 検挙件数、検挙人員、被害児童数は前年比で減少。
 - ・ 被害児童の学職別の割合は、いずれの罪種も引き続き、高校生の被害が最多。
- 児童ポルノ事件の状況
 - ・ 検挙件数、検挙人員、被害児童数は前年比で増加。
 - ・ 自己性的目的所持の検挙件数が大幅に増加。
 - ・ 被害児童の学職別の割合は、引き続き、高校生の被害が最多。
 - ・ 被害態様別（製造手段別）の割合は、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割で最多。
- SNSに起因する被害状況
 - ・ 被害児童数は前年比で横ばい。
 - ・ 被害児童を学職別で見ると5割強を占める高校生が引き続き増加。
 - ・ 被害児童のうち約5割が、学校で指導を受けていたと回答。
 - ・ フィルタリング利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割が被害時にフィルタリングを利用していない。

(2) 当面の対策

- 低年齢児童を性的好奇心の対象とする者による事件等の取締りの推進。
- 事業者団体を通じた、事業者の一層の取組への働き掛けの強化。
- 児童買春、児童ポルノの被害防止のための国民に対する広報啓発活動の推進。
- DVD教材やリーフレット制作等、具体的な事件事例を活用した啓発活動と学校等、関係機関との協力。

<p>公安委員会 説明資料No. 7</p>	<p>「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査研究」の実施結果について</p>	<p>平成31年3月14日 交 通 局</p>
<p>1 背景</p> <p>自動運転に係る制度整備大綱（※）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路での自動運転（レベル3） ・ 限定地域での無人移動サービス（レベル4） ・ トラックの隊列走行 <p>等の実現を想定した交通ルールの検討を行うことが示されたことを受け、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」を設け、「道路交通法の在り方」及び「新技術・新サービス」の二つのワーキンググループ（WG）を開催し検討してきたもの</p> <p>※ 平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定</p> <p>2 調査検討委員会の開催状況（第3回が最終回）</p> <p>第1回 昨年5月22日 今後の検討の在り方、WG設置等を決定 第2回 昨年12月20日 道路交通法の在り方に係る報告書了承 第3回 本年3月4日 新技術・新サービスに係る報告書了承</p> <p>3 主な内容と対応</p> <p>(1) 道路交通法の在り方に関する検討</p> <p>高度な自動運転の実用化を念頭に置いた調査・検討を実施 → 道路交通法の改正案を今国会に提出</p> <p>(2) 新技術・新サービスに関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トラックの隊列走行 隊列走行の実現に向けた課題に関する調査・検討を実施 → 電子牽引による後続無人隊列走行システムの公道実証実験に必要な許可の取扱基準を策定予定 ○ 限定地域での無人移動サービス 限定地域での無人移動サービスの実現に向けた課題に関する調査・検討を実施 → 道路使用許可の取扱基準を改訂予定 		

公安委員会	規制改革実施計画	平成31年3月14日
説明資料No. 8	への対応について	交通局

1 規制改革実施計画の概要

(1) 第二種免許受験資格関係

○ 普通第二種免許の受験資格見直しの検討

→ 経験年数要件は平成30年度までに結論、年齢要件は結論を得次第速やかに措置 (平成28年6月2日閣議決定)

○ 第二種免許の受験資格見直しの検討

→ 結論を得次第速やかに措置 (平成29年6月9日閣議決定)

(2) ワゴン車関係

乗車定員が11人以上のワゴン車を準中型免許で運転可能とする検討

→ 平成30年度までに結論 (平成28年6月2日閣議決定)

2 検討状況

(1) 第二種免許受験資格関係

「第二種免許制度等の在り方に関する有識者会議」の提言

○ 実験教習の結果、経験年数要件を「1年以上」に特例として短縮することは可能

○ 経験年数要件に加え、年齢要件を特別な教習と初心運転者期間類似の制度を導入し、特例的に見直すことが適当

(2) ワゴン車関係

2か年にわたり、走行実験を行ったものの、全員が全課題をクリアした中型免許保有者と異なり、4分の1を超える準中型免許保有者が課題をクリアできなかった。

3 今後の方針

(1) 第二種免許受験資格関係

経験年数要件と年齢要件を併せて引き下げる教習カリキュラムを検討

(2) ワゴン車関係

規制緩和が困難である旨を、今後、規制改革推進会議に回答